

広報吉野ヶ里

YOSHINOOGARI TOWN MAGAZINE

4

2007 APRIL
No.014



【特集】2-4

平成19年度 施政方針

- 行政改革大綱・新農業委員決まる● 5
- 佐賀県知事選挙・佐賀県議会議員選挙● 6-9
- 国民健康保険からのお知らせ● 10-11
- 公共下水道・農業集落排水の徴収方法が変わります● 12-13
- 65歳以上の人の介護保険● 14
- TOPICS・まちのわだい● 15-17
- さざんか千坊館が「道の駅」に／もぐらうち ほか
- INFORMATION・お知らせ● 18-20
- 吉野ヶ里文芸● 21
- 保健・健康・カレンダー● 22-23
- それぞれの思いを胸に 卒業式● 24

お茶をどうぞ

くろみ保育園で2月26日、卒園記念のお茶会が行われ、園児が保護者を前にお点前を披露しました。

園児たちは、保護者を前にさすがに緊張した様子でしたが、袱紗や茶せんを見事に扱ってお茶をたてました。「お茶をどうぞ」。保護者は子どもの成長に感激した表情でお茶を味わっていました。



吉野ヶ里町長
江頭 正則

平成19年度 吉野ヶ里町施政方針

平成19年第1回町議会定例会が3月5日に開会され、江頭正則町長が平成19年度施政方針を述べました。その中から一部を抜粋して掲載します。

なお、平成19年度予算の詳細については、5月号で紹介いたします。

【おしめこ】

吉野ヶ里町が誕生して1年が経過しました。平成19年度も新町建設計画にある「水、緑、そして人が輝く歴史のまち」実現のため、さらに吉野ヶ里町として一体となるための行政をめざし、合併のメリットを十分に活かした融和あるまちづくりを進めます。

町総合計画の策定を今年12月に予定していますが、昨年11月に行った住民アンケートによると「まちへの愛着度」は87%、「今後の定住意向」も86%と驚異の数値でありました。これらを分析すると、先輩そして皆様が築かれた町の自然、歴史、文化、地理を活かした快適住環境の町づくりにすばらしい結果が現われています。これを踏まえて、『出会い、ふれ合い、支え合い』のあるまちづくりに向けて今後も邁進していく決意です。

新町はまだまだ解決すべき課題が山積していますが、住環境整備の地域間格差を是正するため、公正性を踏まえ、計画的に整備を行います。

【健康で住みやすい福祉のまちづくり】

●健康づくり

●三田川健康福祉センター「ふれあい館」と憩いの家は高齢者福祉の拠点として、東脊振健康福祉センター「きらら館」は少子化対策を中心に、一般住民の方々の健康づくりや保健医療の拠点とします。

●障害者が地域とともに暮らせる社会、自立と生きがいある社会を実現するため、個別相談の充実、情報の提供、雇用の場の拡充を推進します。

【地域資源を生かした活力あふれるまちづくり】

●活気ある農林業の振興

●食糧の安定供給や安全性の確保、自給率向上などの観点から、特色ある米麦大豆作り、苺、アスパラガス等の条件整備事業に取り組みます。

●集落営農組織体制の確立のため、町内9地区の集落営農組織に対し大型コンバインを導入し、組織の育成と強化を図ります。

●新たな米政策対策事業を実施するとともに、農業環境のため、「農地・水環境保全事業」を新規事業として取り組みます。

●賑わいある商工業の創出

●4月1日に吉野ヶ里町商工会が誕生しますが、経営の近代化や魅力ある商業の育成のため、商工会補助金や設備投資及び開業にかかる資金など、中小企業融資資金貸付金を計上し、支援と活性化に努めます。

●三津工業団地が完売したので、町内の工場適地を選定・確保に努め、新卒者や団塊の世代を含め雇用の場の確保、地域経済の活性化を図るために強力に進めます。

●吉野ヶ里歴史公園をはじめ、5月10日に道の駅となるさざんか千坊館、山茶花の湯、靈仙寺、東妙寺、田手神社など、町内はもろろん県内外とのルート整備を行います。

●地域の食材を使った特産品郷土料理の発掘を行い、地場産品の活用を図ります。

【快適で美しく住みよいまちづくり】

●豊かな自然環境の保全と活用

●永山親水公園、靈仙寺散策路の整備を行います。
●ごみ減量化やりサイクルを啓蒙・推進し、環境美化推進員とともに環境美化に対する意識高揚を図り、環境への負荷が

●住民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに暮らせよう『10歳若返り大作戦』と銘打って、事業を進めます。

●生活習慣病対策として糖の検査を実施するとともに、健康機器やインストラクターを活用し、健康教室や訪問指導等を実施するとともに、健康づくりやニコニコベース啓発活動を推進します。

●地域福祉の推進

●福祉活動の拠点となる既存施設の有効活用、充実を図るため、「ふれあい館」と「憩いの家」の管理を社会福祉協議会へ委託します。

●地域福祉を推進するため、住民の意見を十分に反映した「地域福祉計画」の策定を計画しています。

●子育て支援・児童福祉

●安心して子供を産み育てる環境を整えるため、幼児のための預かり保育や小学校低学年の児童を対象とした放課後児童健全育成事業に本年も取り組みます。

●若いお母さんが安心して子育てができるよう三田川校区に児童館を建設します。また、東脊振校区には放課後対策の基本的計画と建設場所の検討を行います。

●妊婦検診は、3回分を単独で助成することにより、これまでの2回から5回に増やし、産みやすい環境づくりに取り組みます。

●高齢者・障害者福祉

●地域包括支援センターを核とした介護予防を含め、高齢者の生活全体を包括的・継続的に支援します。

少ない、循環型の地域社会に向けた取組を進めます。

●道路網の整備・充実

●下三津東・下三津西線、岩倉線、田手村・目達原線の整備・改良などを進め、併せて生活道路の改良や道路維持補修などの安全対策も講じて安全で快適な道路空間の形成を目指します。

●公共下水道、農業集落排水事業

●維持管理費の節減と加入促進により、使用料収入の増加に努めるとともに、料金徴収を佐賀東部水道企業団へ委託し、事務の合理化、清らかな水と快適な生活環境の確保を図ります。

●街並みと住環境の整備

●第6町営住宅の建替、吉田地区区画整理事業を促進するとともに、中の原団地の道路、遊園地や駐車場を設置し、快適で清潔な住環境の整備を取り組みます。

●消防・防災・交通安全体制の充実

●すべての町民が安全・安心して暮らせるまちづくりを進めるため、防災計画に基づく緊急避難連絡体制や災害時の要援護者支援対策を整備し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えます。

●今年度から3ヵ年計画で東脊振校区22箇所の防火用水有蓋設置工事を行います。

●防犯面では青色回転灯を装備した公用車での地域防犯パトロールを実施し、住民の防犯意識の高揚に努めるとともに非行や犯罪が起らない環境づくりを進めます。

【心豊かな人材と伝統・文化を育むまちづくり】

●幼児教育、学校教育の充実

●確かな学力と豊かな人間性、健やかな体力の向上に取り組みます。また、学力向上対策として少人数・TT授業（ティーム・ティーチング）などにより、学力・学習意欲の向上を図ります。

●いじめ、不登校などの問題に対応するため、小学校にスクールアドバイザー、中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制を充実します。

●郷土への理解や愛着を深め、誇りに思う気持ちを育てるた

町長施政方針

町行政改革大綱・集中改革プランを策定

吉野ヶ里町行政改革推進委員会が2月26日行われ、行政改革の具体的な取り組みについて協議されました。協議後、事務事業の見直しなどを盛り込んだ、町行政改革大綱と集中改革プランが答申としてまとめられ、当委員会の古賀新太郎会長から江頭町長に手渡されました。この答申を受け町では、改革推進のための各種施策を進めます。

ここでは、行政改革推進のため施策の柱と具体的な取り組みについて紹介します。

【改革推進のための施策の柱・具体的な取り組み】

①事務事業の見直し

●事務事業の整理合理化●民間活力の導入●事務処理の見直し●電子自治体の推進●補助金の適正化●施設の管理・整備の見直し●大型事業の見直し

②組織・機構の再編

●各課の機能強化と見直し

③人員管理の適正化

●職員定数の削減●職員給与の適正化

④財政運営の見直し

●財政運営の見直し●自主財源の確保●歳出の削減

今回策定した町行政改革大綱と集中改革プランの詳細については、町ホームページに掲載しています。

●町ホームページアドレス

<http://www.town.yoshinogari.saga.jp>

●問い合わせ 三田川庁舎内総務課総務人事係

TEL 53-1111



町長に答申書を手渡す行政改革推進委員会の古賀会長

新・農業委員決まる

2月25日執行の吉野ヶ里町農業委員会委員選挙は、定数16名(第1、第2選挙区各8名)を超えなかったため無投票となり、2月26日の選挙会において当選人が決定しました。また、各種団体からの推薦に基づき4名が町長から選任され、計20名の新しい農業委員20名が決定しました。(敬称略)

●第1選挙区●大隈茂次(曾根)●中島岩男(箱川下分)●堤一之(鳥ノ隈)●徳安輝雄(吉田)●岩橋明(乙ノ馬手)●楽満武(上豆田)●大澤一己(田手村)●森政幸(衣村)

●第2選挙区●野中博文(下三津東)●古賀守(下石動)●香月保(松葉)●小林宏(横田)●中島武俊(大塚ヶ里)●上瀧高範(上石動)●三好重喜(坂本)●城尾茂則(上三津東)

●選任委員●真木哲哉(農協推薦・箱川上分)●伊東信子(議会推薦・上豆田)●中村佐代子(議会推薦・下三津西)



新しい農業委員会委員の皆さん

※集合写真とは別に掲載している野中博文さんは集合写真撮影当日、所用で欠席されたためです。



4月から 「助役」を「副町長」に改正し、 会計管理者を設置します。

「地方自治法の一部を改正する法律」が4月1日から施行されるのに伴い、全国の市町村の「助役」の職は「副市町村長」に改正されます。

この改正により、4月1日から「助役」の職名を「副町長」に改めます。

また、この法律改正により、収入役(本町では収入役不在のため、収入役職務代理者)が廃止され、会計管理者が設置されます。

町民の皆さんの納税等に大きな変更はありませんが、町税等を納入する郵便振替口座の加入者名が「吉野ヶ里町収入役」から「吉野ヶ里町会計管理者」に変わります。

【みんなでつくるまちづくり】

●ボランティア協議会、グループ等住民活動の支援
旧町村で存在するグループのネットワーク化を図り、コミュニティ活動の積極的な担い手となる団体など、広くまちづく

●自然と歴史探訪のふれあい事業、夏祭り、ふるさと炎まつりやダム関連交流で、トムソーヤの森において、福岡市との子供交流事業を開催します。
●訪韓の翼、韓国の茶発祥の地とされる河東(はどん)郡花開(ふあげ) 中学校へ小、中学生を派遣するなど各種の人材育成事業を展開します。

●地域交流、国際交流の推進
●自然と歴史探訪のふれあい事業、夏祭り、ふるさと炎まつりやダム関連交流で、トムソーヤの森において、福岡市との子供交流事業を開催します。

●地域の伝統や文化に関心と誇りを持ち、次代に受け継ぐことができるような環境づくりを進め、バンブーオーケストラ、赤熊太鼓、祭りなどの伝統芸能の保存、継承の支援を図ります。

●文化財の保存と文化の継承

●文化の伝統や文化に関心と誇りを持ち、次代に受け継ぐことができるような環境づくりを進め、バンブーオーケストラ、赤熊太鼓、祭りなどの伝統芸能の保存、継承の支援を図ります。

●吉野ヶ里町史編纂は19年度完結すべく進めます。

●生涯学習、スポーツ活動の充実・振興
●文化学習環境を整備するため、ダム振興対策事業による文化会館の計画準備を進めます。

●食育の実践、交流キャンプ、家庭の日推進による親子のふれあい、家庭教育や子育て支援を図ります。

●文化協会、体育協会と連携し、生涯スポーツの振興と推進により町民の一体化を目指し融和と親睦を図ります。

【おわりに】

まち全体の施策については、主要事業のみとしておりますので、ご賢察のうえご理解をいただき、ご賛同を賜り、その執行に對しまして、力強いご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●行政改革を進め、補助・交付金事業、合併補助金・交付金、特例債など活用し、効率的な行政を推進するため、集中改革プランに沿った改革に取り組みます。
●県からの権限委譲により10月から三田川庁舎でパスポートの申請・交付が受けられるようになります。また、総合窓口課の取り扱い事務を改善し住民の方々の利便性を図ります。
●重要な事案については専門的、広範囲の知識や広く意見を求めることが必要のため、担当課の枠を超えてプロジェクトチームを編成し、慎重かつ綿密に取り組みます。
●住民の方々との対話を深めるため、「出張町長室」を南部地区で、また、各種団体と行政との語る会を開催します。

●男女共同参画
家庭生活や地域社会における性別からくる固定的役割分担意識の解消に努め、男女それぞれが個性を生かし、共に生きる社会の実現を目指し、研修会のほか、委員会、審議会等の女性委員の登用を積極的に進めます。
●行政サービスの効率化の推進
●行政改革を進め、補助・交付金事業、合併補助金・交付金、特例債など活用し、効率的な行政を推進するため、集中改革プランに沿った改革に取り組みます。
●県からの権限委譲により10月から三田川庁舎でパスポートの申請・交付が受けられるようになります。また、総合窓口課の取り扱い事務を改善し住民の方々の利便性を図ります。
●重要な事案については専門的、広範囲の知識や広く意見を求めることが必要のため、担当課の枠を超えてプロジェクトチームを編成し、慎重かつ綿密に取り組みます。
●住民の方々との対話を深めるため、「出張町長室」を南部地区で、また、各種団体と行政との語る会を開催します。

【吉野ヶ里町で投票できる人】

- 昭和62年4月9日までに生まれた人
- 平成18年12月29日までに吉野ヶ里町に転入届をして、引続き3か月以上吉野ヶ里町に住所がある人
- 4月7日までに県外へ転出した人は投票できません。
- 吉野ヶ里町から県内の他市町へ転出した人は、「引続き県内の市町に住所を有する旨の証明書」または「住民票」を持参すれば、吉野ヶ里町で投票できます。これらの証明書は現在お住まいの市町・三田川・東脊振両庁舎の総合窓口で発行します。
- 平成18年12月30日以降に県内の他市町から吉野ヶ里町に転入された人は、転入前の市町の選挙管理委員会にお尋ねください。

【選挙当日の投票所】

投票所と対象地区は9ページに掲載しています。入場券に記載していますので、確認のうえお越しください。指定された投票所以外では投票できませんので注意してください。

※平成19年3月10日以降、他の区域に「転居した人は、転居前の区域の投票所（投票所入場券に記載）で投票を行います。

【投票時間】
7時～20時

【投票所入場券】

はがきで個人あてに郵送します。届いたら、住所、氏名、投票所を確認し、投票当日忘れずに持参してください。入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますが、本人確認のため、免許証等の提示を求めることがあります。ご了承ください。

【投票のしかた】

- ①投票所の受付係に入場券を渡してください。なお、代理投票を希望する人は、この時にお申出ください。
- ②投票用紙交付係で、佐賀県知事選挙の投票用紙（薄いピンク）を受け取ってください。
- ③投票用紙に「佐賀県知事選挙」の候補者名を記入します。
- ④佐賀県知事選挙の投票箱に投函します。
- ⑤投票用紙交付係で、佐賀県議会議員選挙の投票用紙（薄いブルー）を受け取ってください。
- ⑥投票用紙に「佐賀県議会議員選挙」の候補者氏名を記入します。
- ⑦佐賀県議会議員選挙の投票箱に投函します。

【投票上の注意】

- 投票用紙には候補者1人の氏名のみを記入し、それ以外の文字や記号は書かなくてください。
- 候補者の氏名は、投票所に掲示してあ

る候補者一覧表をよく確認して記入してください。

●次のような場合は、せっかくの投票が無効になります。

- 所定の用紙を用いない投票
- 二人以上の候補者の氏名を記載した投票
- 候補者の氏名のほか他事を記載した投票
- 候補者の誰を書いたのか確認し難い投票

票

投票日に投票できない人は、期日前投票を！

【期日前投票】

- このよう時は、期日前投票をしましょう！
- 投票日に仕事がある時（勤務出張自営業の人など）
- 投票日に、旅行やレクリエーションなどで出かけるとき
- 投票日に、冠婚葬祭の予定があるとき

【期日前投票の手続】

期日前投票所で、宣誓書を記入していただきます。あとは、投票日当日の投票と同じです。

【期日前投票のできる期間と時間】

3月23日（土）県議会議員は3月31日（土）～4月7日（土）8時30分～20時

入院先や滞在先での不在者投票

【病院や施設での不在者投票】

病院や老人ホームなどに入院先所中の人は、その病院施設が不在者投票のできる施設として指定されている場合、施設内で不在者投票をすることが出来ます。この場合、病院や施設の職員に不在者投票がしたい旨を伝えてください。

【滞在地での不在者投票】

遠方での仕事などで、町内で投票ができない人は、滞在中の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることが出来ます。この場合の手続きの流れは、次のとおりです。

- ①「不在者投票宣誓書兼請求書」を自書し、吉野ヶ里町選挙管理委員会へ郵送します。
- ②吉野ヶ里町選挙管理委員会は、選挙人の滞在先に投票用紙などを郵送します。
- ③選挙人は、受け取った書類を持って、滞在中の市区町村選挙管理委員会へ行き、投票用紙に記入、内封筒外封筒に封入します。
- ④滞在先の市区町村選挙管理委員会は、投票用紙の入った封筒などを吉野ヶ里町選挙管理委員会へ郵送します。
- ⑤吉野ヶ里町選挙管理委員会は、選挙の



【期日前投票所】

町民集会所（中央公民館裏）
町民集会所へは、三田川庁舎と中央公民館の間にある通路を通ってお越しください。駐車場は庁舎前中央公民館西側をご利用ください。

※今回の選挙から、東脊振庁舎での期日前投票はできません。

【持参するもの】

入場券（届いていない場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できます）

当日、受け取った封筒を、選挙人の属する投票区内の投票所へ届けます。

※「不在者投票宣誓書兼請求書」の様式は、吉野ヶ里町選挙管理委員会のほか、滞在中の市区町村選挙管理委員会にもあります。

※不在者投票は郵便を利用するため時間がかります。早めにお申出ください。

【代理投票】

身体的な障害やケガなどにより、自分で候補者の氏名を書くことができない人のために、代理投票制度があります。代理投票を希望する人は、投票所受付にお申し付けください。投票の秘密は固く守られます。

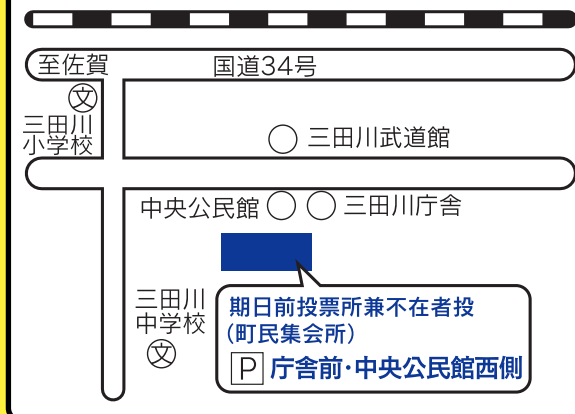
【開票】

開票は4月8日（日）21時から、東脊振健康福祉センター「きらら館」で行います。

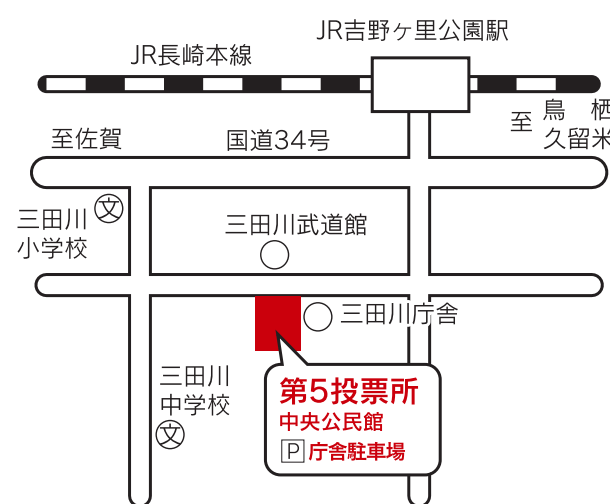
●問い合わせ 三田川庁舎総務課内選挙管理委員会 TEL 53-1111

次ページには各投票所を写真付きで紹介しています。

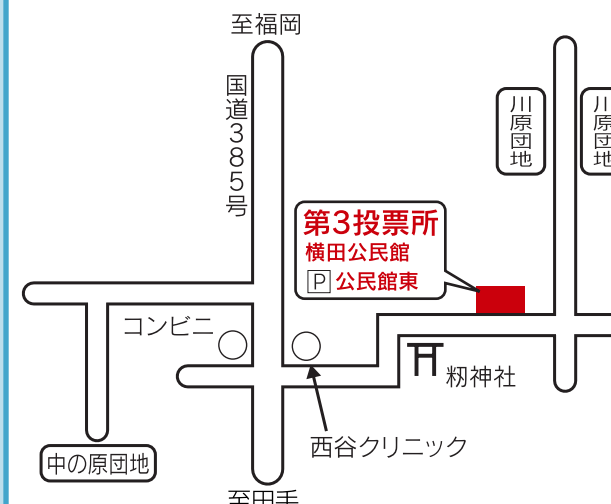
期日前投票所(町民集会所)



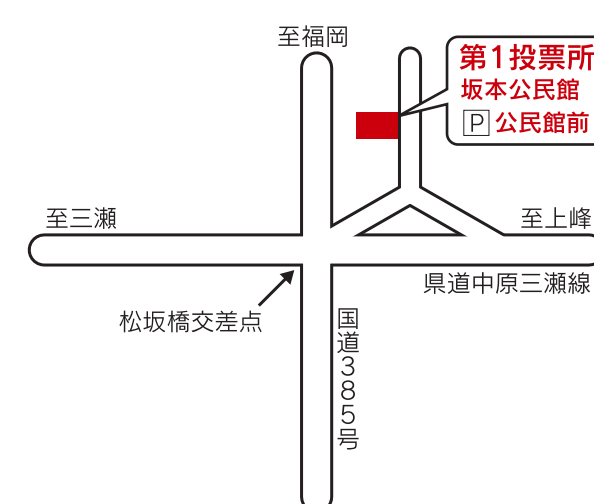
第5投票所(中央公民館)



第3投票所(横田公民館)



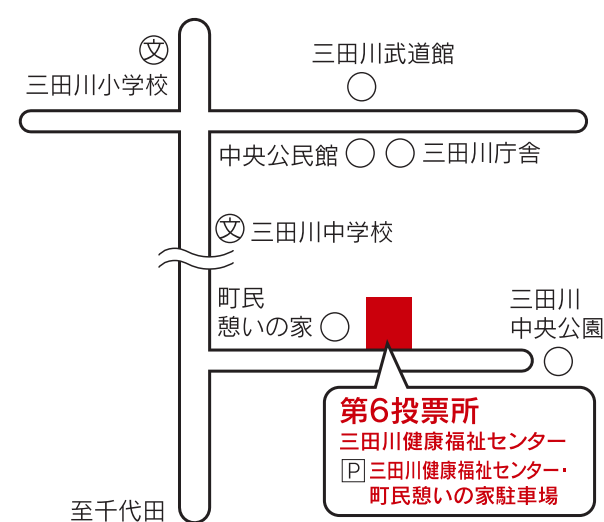
第1投票所(坂本公民館)



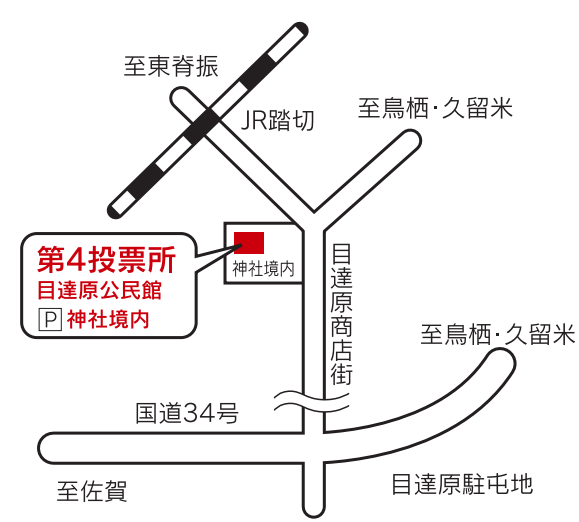
投票所のご案内

投票区・場所	対象地区
第1投票区 坂本公民館	小川内、永山、坂本、松隈
第2投票区 東脊振庁舎	上石動、下石動、西石動、上三津東、上三津西(山田、原谷川寺ヶ里)、下三津東、下三津西、三津住肥前医療センター病棟、肥前医療センター宿舎、白萩寮、在川、大曲、松葉、大曲アパート
第3投票区 横田公民館	横田、横田住宅、川原団地A、川原団地B、川原団地C、川原団地D、防衛庁官舎、永田ヶ里、中の原団地A、中の原団地B、中の原団地C、中の原団地D、大塚ヶ里、辛上
第4投票区 目達原公民館	新宮田、目達原、第6住宅、第8住宅上中杖上分、営内
第5投票区 中央公民館	荅野、吉田、若楠園、萩原、萩原団地鳥ノ隈、吉野ヶ里、田手村、田手宿、力田
第6投票区 三田川健康福祉センター	衣村、伊保戸、曾根、上中杖、下中杖上豆田、下豆田、箱川上分、箱川下分乙ノ馬手、下藤、田中、立野、エレクトロ、立野団地

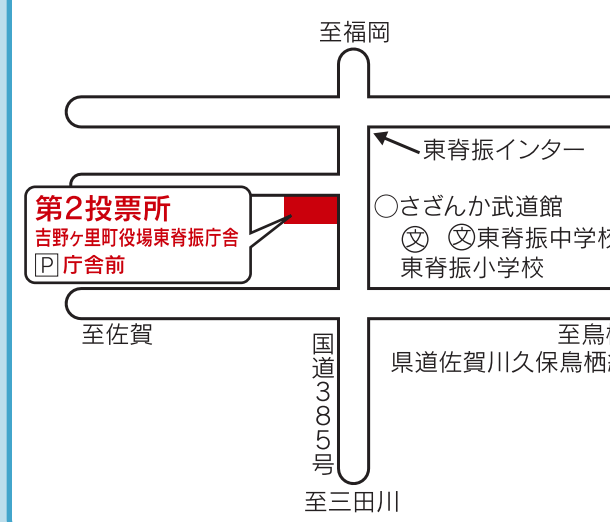
第6投票所(三田川健康福祉センター)



第4投票所(目達原公民館)



第2投票所(東脊振庁舎)



70歳未満の国民健康保険被保険者の皆さん！ 入院時の医療機関窓口での支払いが 平成19年4月から自己負担限度額までになります

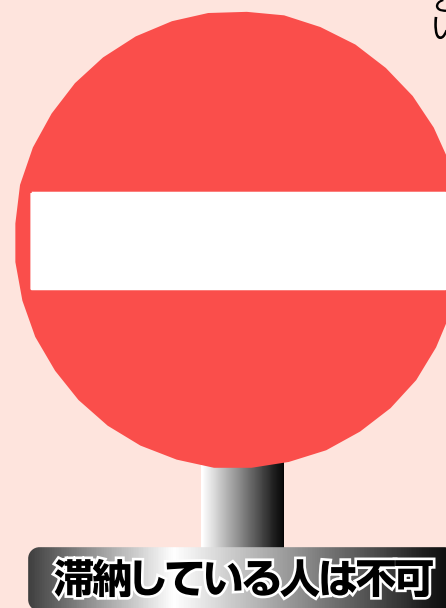
70歳未満の被保険者が医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分は、後の申請により高額療養費として払い戻されていますが、平成19年4月からは、入院時においては自己負担限度額までの負担で済むようになりました。

ただし、外来の場合は、窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、いったん費用を支払い、超えた分は後の申請により国保から払い戻されます。また、同じ世帯で、21000円以上の窓口負担が複数ある場合は、合算して1か月の自己負担限度額

を超えた分が後の申請により国保から払い戻されます。

医療費の自己負担限度額は所得区分に応じて異なります。医療機関の窓口でその所得区分を明らかにするために、「限度額適用認定証」が必要になります。

70歳未満の人の自己負担限度額については、次の表をご覧ください。



70歳未満の人の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（月額）
上位所得者世帯 （基礎控除後の所得600万円超）	150,000円+ （医療費総額-500,000円）×1% 【83,400円】
一般世帯	80,100円+ （医療費総額-267,000円）×1% 【44,400円】
住民税非課税世帯	35,400円 【24,600円】

- 医療費総額には、食事代、差額ベッド料などは含まれません。
- 【 】内の金額は、年4回以上該当した場合の4回目以降の自己負担限度額。

「入院前に「限度額適用認定証」の申請を忘れずに」

高額療養費の限度額は所得により複数の区分があることから、医療機関の窓口で、その区分に応じて限度額を適用するためには、認定証が必要になります。

住民税非課税世帯には、現行の「標準負担額減額認定証」に代えて「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、一般と上位所得者には、新たに「限度額適用認定証」が交付されます。認定証の交付には申請が必要です。

●申請に必要なもの
印鑑、保険証

●対象 認定証の交付は、国民健康保険税の滞納がない世帯だけが対象となります。滞納している人には認定証は交付されませんので、医療機関では医療費の3割（3歳未満は2割）を全額自己負担することになります。なお、認定証の交付を受けている世帯に、保険税の滞納が生じた場合には、認定証を返還してもらうことになります。

●有効期限 認定証の有効期限は、申請した月の初日（申請した月に国保に加入した人は、国保被保険者になった日）から、翌年度の7月末日までです。ただし、申請した月が4月から7月までの場合は、その年の7月末日までとなります。例えば、平成19年4月10日に申請した場合、有効期限は平成19年7月31日までです。

*有効期限が過ぎても認定証が必要ときは、再度申請が必要です。

●申請・問い合わせ 東脊振庁舎
内保健課国民健康保険係
TEL 52・5111

入院時に医療機関窓口に表示するもの

所得区分	平成19年3月まで	平成19年4月から
上位所得者世帯	保険証	保険証 限度額適用認定証
一般世帯	保険証	保険証 限度額適用認定証
住民税非課税世帯	保険証 標準負担額減額認定証	保険証 限度額適用・標準負担額減額認定証

こんなときは届出を

【世帯内に異動があった場合】

世帯内に異動があった場合は、所得区分が変わり、負担限度額が変わることがありますので、必ず届出をしてください。

●届出先 東脊振庁舎内保健課国民健康保険係 TEL52-5111

【転出する場合】

転出する場合は、認定証を返却してもらう必要がありますので、必ず申し出てください。

●届出先 役場両庁舎総合窓口課 TEL53-1111（三田川庁舎）TEL52-5111（東脊振庁舎）

公共下水道・農業集落排水処理施設使用料徴収について

広報2・3月号やチラシでお知らせしましたが、平成19年4月分から公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料（以下、下水道）の徴収を佐賀東部水道企業団へ委託します。

委託後は、上下水道利用者・下水道のみ（井戸水・簡易水道）の利用者の下水道使用料の徴収を、佐賀東部水道企業団が2ヶ月毎に行います。そのため、検針お知らせ票には、2ヶ月分の延べ人数が記載されておりますので注意してください。見本を次ページに載せておりますので、確認をお願いします。

なお、吉野ヶ里町合併処理浄化槽普及促進協議会加入者の使用料（保守点検管理委託料）については、4月以降も吉野ヶ里町役場で徴収いたします。

使用料納付方法

- ◎ 委託後の上下水道の使用料の徴収は、原則として口座振替となります。納付書での支払い、口座変更等のご希望がある人は、問い合わせ先に連絡してください。
- 上水道・下水道使用料ともに同じ口座から引落しされている人
 - ➡ 一括して口座引落しします。
- 上水道・下水道使用料が異なる口座から引落しされている人
 - ➡ 原則として上水道の口座に統一し、一括して引落しします。
- 上水道使用料は口座引落し、下水道使用料は納付書（現金）払いの人
 - ➡ 原則として上水道の口座に統一し、一括して引

- 落しします。
- 上水道使用料は納付書（現金）払い、下水道使用料は口座引落としの人
 - ➡ 原則として下水道の口座に統一し、一括して引落しします。
- 上水道・下水道使用料ともに、納付書（現金）払いの人
 - ➡ 今後も変更はありませんが、一括請求になりますのでご注意ください。（納付書は一枚届きます）
- 井戸水・簡易水道等の東部水道企業団供給以外の上水道利用者で下水道利用者
 - ➡ 下水道使用料を東部水道企業団が徴収します。現在の支払い方法を継続します。

その他

- 現在滞納がある人は、吉野ヶ里町役場で徴収いたします。また平成18年度（平成19年3月）までの納付書につきましては、各庁舎会計窓口・佐賀銀行・神埼郡農協（4月1日からはJAさが三田川支所、東脊振支所）・佐賀共栄銀行・佐賀東信用組合・郵便局（公共下水道のみ）でしか利用できません。

- 問い合わせ先
吉野ヶ里町浄化センター内環境課下水道係
TEL 0952-53-7444
佐賀東部水道企業団神埼営業所
TEL 0952-52-1520

吉野ヶ里町にお住まいのお客様へ!!

水道メーターを検針した後に下記のような「使用水量等のお知らせ」をポスト等に投函します。
この票は、旧三田川町(奇数月)の場合の表示例です。
※旧東脊振村は偶数月。

使用水量等のお知らせ

いつもご利用いただきありがとうございます。
吉野ヶ里町大字吉田321-2

吉野ヶ里町役場 平成19年度 1期	様 検針員 下水太郎
今 回 検 針 日	平成19年5月3日
前 回 検 針 日	平成19年3月4日
★水栓番号	00123456-001
今 回 指 針	1,775m ³
前 回 指 針	1,750m ³
メーター交換前使用水量	m ³
今回使用水量	25m ³
上水道料金	5,197円

今回下水道使用分	8人	m ³
下水道使用料	8,190円	

請求予定額(合計) (消費税等相当額含む)	13,387円
--------------------------	---------

口座振替ご利用のお客様へ

口座振替予定日	平成19年5月27日
---------	------------

前期口座振替済通知書

平成18年度6期(平成19年3月検針分)	
振替年月日	平成19年3月27日
上水道料金	28m ³ 5,922円
下水道使用料	9人 8,820円
合計金額	14,742円

連 絡 事 項

下水道は2か月分の合計金額(延人数)です

佐賀東部水道企業団

※ご不明な点があれば裏面連絡先までご連絡ください。

期	検針月	使用期間
1	5月	3月検針日～ 5月検針日まで
2	7月	5月検針日～ 7月検針日まで
3	9月	7月検針日～ 9月検針日まで
4	11月	9月検針日～ 11月検針日まで
5	1月	11月検針日～ 1月検針日まで
6	3月	1月検針日～ 3月検針日まで

★水栓番号
水道の使用場所、お客様を特定する番号です。
お問い合わせ等は、この番号でおたずねください。

メーター交換前使用水量
メーターの取替があった場合、前回検針日からメーター取替日までの使用水量を表示します。

上水道料金
今回使用水量に基づく料金の予定額を表示しています。

今回下水道使用分
下水道の使用人数を表示しています。
(例: 一般家庭 3月4人・4月4人世帯)

下水道使用料
今回下水道使用分に基づく使用料の予定額を表示しています。

請求予定額(合計)
上水道料金と下水道使用料の合計の請求予定額を表示しています。

口座振替予定日
今回検針分の口座振替予定日を表示しています。
毎月、偶数月の27日。再振替は翌月の14日です。
(ただし振替日が金融機関の休日のときは翌営業日)

前期口座振替済通知書
口座振替ご利用のお客様へ前回口座振替でお支払いいただいた料金振替済のお知らせです。
下水道使用料を表示しています。
(例: 一般家庭 1月5人・2月4人世帯)
※1月中に1人転出で人数変更の場合

連絡事項
毎回すべてのお客様に対する連絡事項の表示欄です。

公共下水道・農業集落排水処理施設使用料の免除申請について

- 公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料は「一般家庭：世帯割＋世帯員割（630円×住民登録者数）」となっています。ただし、吉野ヶ里町に住民登録をしている場合でも、下記の条件に該当する場合は、使用料金の免除が受けられます。
- 免除を希望される人は、各庁舎総合窓口課及び吉野ヶ里町浄化センター（下水道係）に申請書がありますので下記書類を添付し、申請してください。
- ①修学（大学、専門学校など）のため町内に居住しない人。
※ 学生証、在学証明書、借家の契約書、光熱水費の領収書の写し等のどれか1つは必要です。
 - ②仕事の都合により、引き続き6ヶ月以上町内に居住しない人。
※ 保険証など6ヶ月以上の出張、就労が証明できるものが必要です。
 - ③入院（病院、老人福祉施設など）により引き続き6ヶ月以上町内に居住しない人。
※ 最近の入院先の領収書など6ヶ月以上の入院が証明できるものが必要です。
- 問い合わせ 環境課下水道係(浄化センター内)
TEL 53-7444



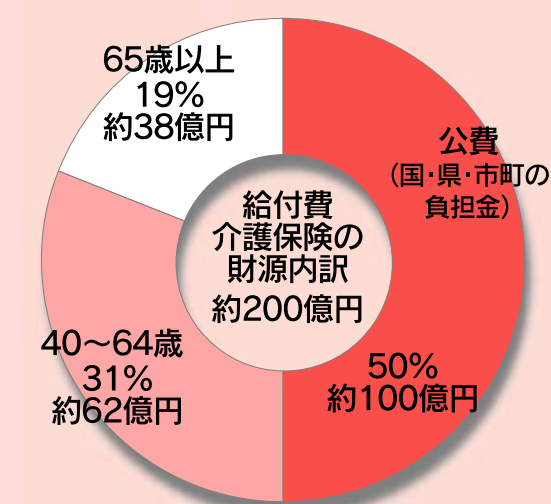
65歳以上の人の介護保険料のお知らせ

■介護保険料は、大切な財源です。介護保険給付費の財源は、公費で半分、残りを第一号被保険者（65歳以上）と第二号被保険者（40～64歳）のみなさんが納める保険料で賄われています。

介護保険料は、当該年度の市町村民税の賦課決定後、7月に本算定します。納付方法は普通徴収と特別徴収の2通りに分かれます。

■特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成19年度の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額となります。10・12・2月の納付額は、確定した年額保険料に分割されます。



■平成19年度 65歳以上の方の段階別保険料額（4月1日現在）

保険料段階	対象者	算 式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方。または、世帯全員の市町民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.5	月額2,146円 (年額25,752円)
第2段階	世帯全員の市町民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	月額2,146円 (年額25,752円)
第3段階	世帯全員の市町民税が非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	月額3,219円 (年額38,628円)
第4段階	本人の市町民税が非課税の方（世帯に課税者がいる場合）	基準額×1	月額4,292円 (年額51,504円)
第5段階	本人に市町民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	月額5,365円 (年額64,380円)
第6段階	本人に市町民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	月額6,438円 (年額77,256円)

65歳の方の保険料の計算例

（昭和17年1月2日から、昭和17年2月1日生まれの方）

※資格取得月が1月になりますので

・例えば6段階の方の保険料は（77,256円× 1ヵ月分=19,314円

1月分 6,514円 2月分 6,400円 3月分 6,400円 となりますが、お納めいただくのは、資格取得月の翌月以降に配分されます。

1月分 0円 ⇒ 2月分 9,714円 3月分 9,600円

■問い合わせ

市町の介護保険窓口または、佐賀中部広域連合
TEL 0952-40-1135

いた額となります。

送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。納入通知書は、4月中旬に送付します。

■口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけで簡単です。

■4月2日以降に65歳になる人

介護保険料の通知書と納付書を65歳になる月の翌月に送付します。徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳到達のおおむね6ヵ月後からとなります。

よしのがりのわだいのいろいろ

YOSHINO GARI

さざんか千坊館が道の駅に

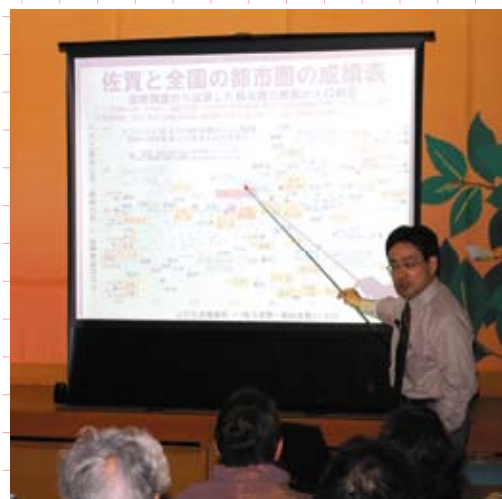


昨年8月にオープンした「さざんか千坊館」が、国土交通省の「道の駅」に登録されることになり、3月2日、同省から認定証が伝達されました。5月10日に「道の駅吉野ヶ里」としてオープン予定です。

道の駅は「休憩機能」と道路利用者や地域の方々への「情報発信機能」、活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」の3つの機能が併せ持つ休憩施設です。県内では大和（佐賀市）や厳木（唐津市）のほか、今回登録された当館と「たらふく館」（太良町）も含め8箇所となります。

国土交通省から「道の駅吉野ヶ里」として登録を受けた「さざんか千坊館」

観光シンポジウム



町の観光戦略の一環として3月11日に日本政策投資銀行地域企画部参事役の藻谷浩介氏を講師にお招きし“吉野ヶ里町の観光活性化を目指して”と題して講演会が開催されました。

講演会では町が発展するためにはどんな要素が必要なのか事例をあげ説明され、特産品の振興や景観等、既存の観光資源を活かした町づくりをすることが大切と述べられました。最後に吉野ヶ里町のファンをたくさんつくるのが観光活性化につながると述べられ、地域全体のブランド（＝信用、評判）を良くするために自分だけでなく周囲を巻き込み努力することと結ばれました。

講師の藻谷浩介さん

高齢者の交通事故防止を！



高齢者事故の特徴などに聞き入る参加者

高齢者の交通事故防止を目的とした、「シルバーリーダー研修会」が2月28日、三田川庁舎で行われました。

県内では、65歳以上の高齢者の事故が多発していることから、各老人クラブにシルバーリーダーを養成し、安全啓発を行う体制を整え、高齢者の交通事故防止を図ろうと、昨年から始まったものです。

研修会には町内と上峰町の老人クラブ役員らが出席。県くらしの安全安心課の百武晋課長が、高齢者の行動や事故の特徴などについて話しました。



人形劇の上演には子どもたちの笑顔が

町教育委員会主催の「絵本まつり」が2月25日に東脊振公民館で開催されました。人形劇やスタンブラリー、古絵本市などが行われたくさんの親子でにぎわいました。人形劇では人形劇団いちごじゃむによる人形劇「オクトくんの冒険」やタオルをつかったタオルシアターなど行われました。

介護予防教室

介護予防教室が1月22日から3月26日までに計12回行われました。この教室は町の基本健診で介護予防の取り組みが必要と認められた人を対象に、町社会福祉協議会に委託して実施しました。教室では座ったままできる運動やスポンジを使ったバランストレーニング等の運動を行いました。

19年度も4月から基本健診が始まりその結果をもとに65歳以上で必要と認められた人を対象に教室を行う予定です。



バランストレーニングの様子

1月7日、新成人を対象に「20歳の健診」を実施し、99名の方が受診されました。

その結果、
「異常なし」18名
「放置可」50名
「要観察」20名
「要精密」8名
「要治療」3名
という結果が出ました。

この結果から見てもわかるように、若い人でも10人中8人は何らかの異常が出て来ています。年齢に関係なく、誰もが健康でありたいと願うものです。そのためには、日頃の生活習慣の見直し、年に1回の健診、早めの治療など、方法はいろいろありますが、健康は自分のちょっとした努力で維持、改善できます。

健康で毎日を明るく元気に過ごしましょう。

『生活改善で健康な毎日を送りましょう』

火の取扱には注意して

町消防団女性部(秋山美恵子部長以下17名)は3月3、4日の2日間、高齢者宅を訪問し、火の用心を呼びかけました。この訪問は毎年春と秋の火災予防週間にあわせて行っていますが、今回は初めて神埼消防署と合同で、数軒のお宅の防火診断をし、あわせて、住宅用火災警報器について説明しました。

また、2月4日に伊万里市で開催された「佐賀県女性消防団員活性化セミナー」において県内の女性消防団関係者の前で、こうした活動を寸劇を交えて発表しました。



高齢者のお宅を訪問して防火診断



活動内容を寸劇で紹介

町の玄関口を花いっぱい

3月11日、町の玄関口である東脊振インター前と町リサイクルセンターの花壇に、パンジーなどの花苗を植えられ、道行く人の目を楽しませています。

「自分たちの手で村を美しくできれば」と町おこしグループ「さざんか塾」(多良正裕会長)が、12年ほど前から取り組んでいるもので、この日は塾生のほか町ボランティア連絡協議会の会員も参加。35名の手によって花苗が植えられました。多良会長は「三田川区域からも参加していただき感謝しています。今後も花いっぱい運動を展開していきたい」と話していました。



花植えに参加したさざんか塾とボランティアの皆さん

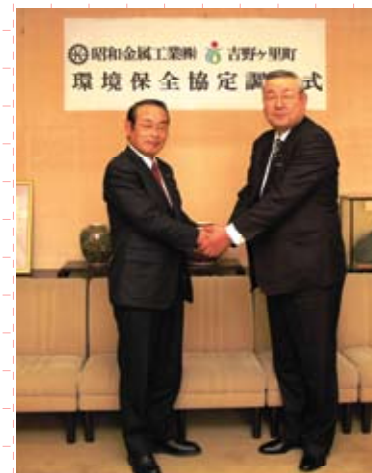
昭和金属工業と環境保全協定に調印

2月22日、三津工業団地に進出する昭和金属工業(株)との間で環境保全協定の調印式が行われました。

三田川庁舎で行われた調印式には同社の藤村茂明社長と江頭町長、立会人として上三津西地区の福光蔵区長が出席し、協定書に署名、押印しました。

この環境保全協定は、自然環境の保全や地域住民の生活環境を確保することを目的としており、公害防止に関する事業計画書の提出や廃棄物対策など18項目が盛り込まれています。

調印が終わり握手を交わす藤村社長(右)と江頭町長



1年間の活動内容を報告



町子どもクラブ活動実績発表会が2月18日、中央公民館講堂で行われました。

町内29地区から約230名が参加。レクリエーションやボランティア活動など、子どもクラブで取り組んだ1年間の活動を、絵やスライドなどを用いて発表しました。

審査の結果、三田川校区では田中地区が、東脊振校区では横田地区が最優秀賞を受賞し、神崎市で行われた、神崎市郡大会に出場しました。

1年間の活動内容を発表する子どもたち



「もぐらうち」が2月14日を中心に、東脊振区域の各地区で行われました。

「もぐらうち」は田畑を荒らすもぐらの害を防ぐために、小正月に行われている伝統行事で、子どもたちが竹の先にわらをくくりつけた、2メートルほどの「もぐらうち棒」を持って地区内の家庭を訪問し、「14日のもぐらうち」と歌をうたいながら庭先をたたきます。

以前は「小学校以上の男の子」で実施されていましたが、少子化の影響で、女の子や幼稚園児も参加するなどして、伝統を守り続けています。

松隈地区でのもぐらうち

伝統を受け継いで

お知らせ

Information

国民年金

学生納付特例制度

国民年金は、高齢や不慮の事故によって私たちの生活が損なわれることがないように、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支えあう制度です。

日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入することになっており、学生の皆さんも20歳になったら、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

あなたもきちんと保険料を納めて、大きな安心を手に入れてください。

学生で収入がなかったり、少なかったりして、保険料を納められない時は、「学生納付特例制度」があり、役場総合窓口、または住民課年金係で申請すれば、社会保険事務所で前年所得などを審査し、承認された期間の保険料は納付が猶予されます。

●申請できる人 20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が118万円以下の人

●対象となる学校 大学(大学院)、短大、高校、専門学校、専修学校、各種学校
* 夜間、定時制課程、通信制課程も含まれます。

●学生納付特例の承認期間 4月(または申請した月の前月)から年度末(3月)までです。4月から学生納付特例を受けたい人は、毎年4月から5月末までに手続してください。

●申請に必要なもの

- ①学生証(コピー可)又は在学証明書
- ②年金手帳
- ③印鑑(本人が署名する場合は不要)
- * 学生納付を承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納)。これによって、将来受け取る老齢基礎

年金の年金額に計算されます。将来、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業したら追納をお勧めします。

2年を過ぎて追納すると、当時の保険料に加算金が付きますので、早めに追納されることをお勧めします。

●問い合わせ 三田川庁舎内住民課年金係 ㊚ 53-1111

福祉

あんま券・福祉タクシー券の配布

4月から平成19年度のあんま券(高齢者・障害者)福祉タクシー券の交付が始まりました。

19年度から、福祉タクシー券も三田川・東脊振両庁舎の総合窓口で交付しています。

申請方法などの変更はありませんが、平成18年度分の未使用の券を持っている人は、申請の際返却してください。

●問い合わせ 東脊振庁舎内福祉課 ㊚ 52-5111

保健

後期高齢者医療広域連合発足

平成20年4月から75歳以上のすべての人(65歳以上の寝たきりなどの人を含む)が加入する後期高齢者医療制度が開始されるのに伴い、この制度を運営する「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が2月1日発足しました。

●佐賀県後期高齢者医療広域連合とは 医療制度改革の大きな柱の一つとして、新たな高齢者医療制度(75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した医療保険制度)が平成20年4月から創設され、その運営は県内全市町が加入する広域連合が行います。

●問い合わせ 佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局(佐賀市大和支所内) ㊚ 64-8476

相談

巡回労働相談

県労働課では県民からの労働問題に関する相談に対応するため、巡回労働相談を実施します。平成19年度は県総合庁舎(佐賀総合庁舎を除く)において毎月1回実施することとしております。

●19年度巡回労働相談実施計画

●鳥栖総合庁舎 毎月第1火曜日(1月は第2木曜)

●唐津総合庁舎 毎月第2火曜日

●伊万里総合庁舎 毎月第3火曜日

●武雄総合庁舎 毎月第3木曜日

●鹿島総合庁舎 毎月第4火曜日

●相談受付時間 10:00～16:00

* 鳥栖総合庁舎の4月の受付日は3日(火)、5月は1日(火)となります。

●問い合わせ 県労働課労働相談・調査担当 ㊚ 25-7100

行政・人権相談

●日時

4月5日(木) 9時30分～12時

●場所 農村環境改善センター

●相談員 川原茂人(行政相談委員)宮地洋、西牟田政次(人権相談委員)

●問い合わせ

三田川庁舎内総務課 ㊚ 53-1111

催し

吉野ヶ里歴史公園春のイベント

●イベントタイトル

「2007吉野ヶ里 弥生はなロマンフラワーサブライズ」

●期間 4月1日(日)～5月6日(日)

【メインイベント】

●吉野ヶ里の豊年祈願セレモニー

●期日 4月29日(日)

●吉野ヶ里光のページェント

●期日 5月3日(木)～5日(土)

●時間 18:00～19:30

【その他イベント】

●神埼そうめん流し大会

●期日 5月3日(木)～5日(土)

●時間 11:00～14:00

●参加費 200円

●熱気球搭乗体験

●期日 5月3日(木)～6日(日)

●時間 7:00～

●定員 先着200名

●サガン鳥栖サッカーパーク

●期日 4月30日(月)・5日(土)

* 変更の場合あり

【無料入園日】

●国営エリア

4月29日(日)、5月4日(金)、5日(土)

* 5月5日は子どものみ無料

●県立エリア

4月28日(土)～30日(月)・5月3日(木)

～6日(日)

●問い合わせ

吉野ヶ里公園管理センター

㊚ 55-9333

第3回 町民ゴルフ大会

●主催 町ゴルフ協会

●後援 町体育協会

●日時 4月29日(日)8時スタート

●会場 日の隈カンツリークラブ

●プレー料 7,600円(ビジター)

●参加費

3,000円(全員に参加賞あり)

●参加資格

町民・町内事業所勤務者

* 表彰は後日、別会場で行います。

* 定員になり次第締め切ります。

●申込・問い合わせ

ゴルフガーデン三田川 ㊚ 53-1090

町体育協会(温水プール内)

㊚ 52-1944

町エビネ愛好会作品展示会

●日時

●4月27日(金) 9時～18時

●4月28日(土) 9時～16時

●場所 東脊振公民館

●問い合わせ

古川和之 ㊚ 52-1277

募集

吉野ヶ里町日々雇用職員

●応募資格 看護師と栄養士の資格を持つ人

●募集人数 資格ごとに若干名

●職務内容 健康診査、健康相談、訪問指導などの保健予防業務

●勤務場所 役場保健課

●雇用条件 保健予防業務の日々雇用職員として登録し、平成19年度中に町が実施する保健予防業務のうち指定された日のみ勤務します。

●日給 7,200円

※通勤手当など、手当の支給はありません。

●応募方法 募集は随時行っています。履歴書(写真添付)と資格を証明する書類の写しを総務課総務人事係へ提出してください。

●選考方法 書類審査、面接

●問い合わせ

三田川庁舎内総務課総務人事係

㊚ 53-1111

町嘱託職員(保健師)募集

●募集内容

①国保係嘱託職員 1名

②健康づくり係嘱託職員 1名

●勤務内容

①国保世帯訪問指導(事務含む)

②健康づくり係保健師業務全般・同係業務(事務含む)

●勤務時間

8時30分から17時15分

●勤務日 1月に17日

●雇用期間

4月採用日～来年3月31日

●勤務要件・給与 吉野ヶ里町非常勤職員取扱要綱による

●応募資格 概ね60歳までの保健師免許所有者で、簡単なワード、エクセルができる人

●受付期間 定員になるまで随時

* 面接日は後日通知

●問い合わせ

三田川庁舎内総務課総務人事係

㊚ 53-1111

その他

悪質訪問販売にご注意を

各地で住宅用火災警報器の悪質訪問販売が相次いで起きています。

ケース：一人暮らしの女性宅に男性2名で訪問「住宅用火災警報器を設置しなければならなくなりました」と言い女性が「付けなくてもよい」と言ったにもかかわらず居間に警報機を1個取り付けた。「代金5万円は明日取りにきます」と言って帰った。

このような悪質訪問販売が増えてきています。このようなトラブルにあった時は一人で悩まずすぐ消防署または消費生活相談員等に相談してください。

障がい者相談窓口

●名称

佐賀地区障がい者総合相談窓口

●開所日

毎週月曜・木曜(祝日も開所してます)10:00～19:00

●問い合わせ

佐賀市兵庫町藤木1006-1

ほほえみ館3階 ㊚ 36-9131

●委託事業者

長光園障害者支援センター、佐賀整肢学園こども発達医療センター、ぷらっと

寄付御礼

●老人クラブへ

●伊東 米子様(吉田) 故謙吾様

お知らせ

Information

短歌

幾たびも貌ちかえたる蒼原に
ま新らしき抗がつやめく

目達原

中島 南角

暖冬にほどよく慣れし老の身が
寒もどり来て部屋でうた詠む

上石動

上瀧 初代

宮崎の青島神社に願かけて
太鼓検定三級取得

目達原

平 慶久

また一人同窓会の名簿より
消えてさびしく歳重ねゆく

目達原

中村 悦子

暖冬に季節の花もとまどいつ
春一番に花吹雪舞ふ

上中杖上

渡邊登志子

八十路越し小学同窓会四十名に
案内を書く幸せにをり

上中杖上

生島 愛子

仕事終へ沈む夕陽を追ひゆけば
日の隈山の肩に入りたり

立野

土井 敏明

麦畑の光のどけき昼の間に
ひばりの初鳴き耳におだしき

吉田

徳安テル子

風邪ぎみのこの数日を籠りゐて
体温計に心うばはる

諫里

中島 惇子

ちんちようげ白い花の香にははせて
逝きにし夫へ贈るがごとく

諫里

伊東 米子

六尺の脚立に立ちて松を剪む
夫の背中の春陽眩しき

伊保戸

中島 君子

駅ビルの店並びゐる一とこ
たこ焼き色よく焼きあがりゆく

大曲

宮地カヨ子

雪ふらず冬終りしか春立ちて
チューリップの芽は日増し伸びをり

新宮田

中山 妙子

白蓮の苞のふくらむ雨水かな

永田ヶ里

井上 春枝

梵鐘の余韻囂々日脚のふ

上石動

大坪カツヨ

早春の瀬音を耳に漫步踏む

上石動

西牟田紀美子

社家の娘が嫁にくるちふ涅槃寺

講師

江崎 渉

荒れ畑は絨緞となる仏の座

目達原

富永しづ子

二ン月やひしめきあいし絵馬掛場

田手

大澤ヨシノ

かちやかちやと皿おどり見る春座敷

上豆田

大隈 道子

天領の街うらうらと雛日和

田手

花田着光絵

過ぎしこと皆囂々として冬苺

上中杖

寺崎よね子

トンネルを抜けて霧水のバスの旅

吉野

金子きぬ子

皿屋敷お菊の塚に葦草

鳥ノ隈

田中千津子

背振嶺の穏しき尾根の春かすみ

上中杖上

生島 愛子

阿蘇を背に梅花たたよう露天風呂

上豆田

伊東 幸

川柳

視力ある限りに追へる揚げひばり

吉野ヶ里

香田きみえ

新築の槌音逸り日脚伸び

吉野

真島 シツ

守れない約束背負い海老になる

山下麻の葉

約束の数と年齢反比例

橋本かのこ

よく見ると目が怒ってる白かもめ

三宅 綾

栈橋を一人で渡る嬉しさよ

橋本 香

時流れ引揚港に立ちすくむ

橋本みつる

吾は征く悲しい汽笛に送られて

金谷 雄

栈橋の約束ひたすら右を行く

山下 ヒロ

広い海港についてほつとする

松尾 久枝

色褪せた手紙手に取り兄惚ぶ

岡村 ハル

極端な季節体調くずしそう

古川千代子

心の鬼退治したいな鬼は外

上瀧 初代

温暖化老いていく身のすくわれる

原 ミツエ

食べ盛り腕に笑顔でキッスする

大隈トミ子

思い出をおきざりにして一人逝く

田中 信子

二日酔い気分は涙でも笑顔

武富 直人

見ていると目ははなせない屋ドラマ

中村 恵子

温暖化梅も桜もビックリだ

佐藤 大輔

不都合はやさしく受けて払いのけ

中島三千子

仏像の優しいお顔慈悲深く

井上千代子

合格の紙一枚の重み待つ

大塚美代子

自然保護地球にやさしい第一歩

江口カズヨ

どこか惚けどこかしゃきつと迷い道

山崎スミ子

千の風よりやっぱあんたに会いたいよ

向井 初子

この俺を戦力外と妻が言う

園田 示右

合格を喜び合って春のどか

兵働巳登子

子等巣立ちふたり静かに冬を越す

城野くみ子

母さんがいると治まる時化の海

城野 浩二

花作り慰められている私

古川 清治

よく似てる往生際の悪い傘

西崎久美子

谷川に人と自然の息づかい

中島 肇

できるなら部品かえたい歳になり

小野 正樹

山頂で深呼吸して生きている

松尾 利朗

誰の手編みですか温かいですか

松尾寿美子

母の忌を連れて幾たび巡る春

西村 正紘

桜サクラさくらの下で酔いつぶれ

真島美智子

太陽というリモコンで生きている

真島 清弘

その他

標準小作料改定

農地法、農業経営基盤強化促進法
による貸借権の契約における小作料
の目安として、地域の自然、利用上
の条件に応じて標準小作料が定めら
れています。

4月1日からの標準小作料が決定
しましたのでお知らせします。

●小作料標準額(10a当たり)

●A地区(箱川下分、下藤、乙ノ馬手、
田中)22,500円

●B地区(石動全域、三津(上三津西
を除く)、大曲全域、吉田、鳥ノ隈、
吉野ヶ里、田手村、田手宿、力田、
衣村、伊保戸、上豆田、下豆田、上
中杖、下中杖、菅根、箱川上分、立野、
萩原の一部)20,000円。ただし、圃
場整備未実施田はC地区と同額。

●C地区(永山、坂本、松隈、上三津
西、新宮田、目達原、上中杖上、荳野、
萩原の一部)17,000円

●D地区(小川内)6,000円

●畑(管内全域)3,560円

●問い合わせ 東脊振庁管内農業委員会
TEL 52-5111

新入学(園)児を守る
交通安全旬間

●期間 4月9日(月)～18日(水)

●スローガン

「みんなで守ろう 新入学(園)児」

●家庭でのお願い

●通学(園)路を親子で一緒に歩いて、
横断歩道の渡り方や信号の見方を教
えましょう。

●危険箇所については「なぜ危ない
のか？」を教えましょう。

●時間に余裕がないと、危険な行動
をとることがあります。早めに行動
するよう教えましょう。

●ドライバーへお願い

●子どもの「飛び出し」や交差点で
の「巻き込み」に注意し、ゆとりあ
る運転を！

●団地や集落内では減速し、子ども
を見かけたら、徐行・一時停止を！

仁比山郵便局からのお知らせ

次のように取扱いがかわります

区 分	平 日	土 曜 日	日曜・休日
郵 便	9:00～17:00	休み	休み
ゆうゆう窓口	休み	休み	休み
貯金・保険	9:00～16:00	休み	休み
キャッシュサービス	8:45～18:00	9:00～12:30	休み

1. キャッシュサービスは、1月1日から1月3日までは休ませていただきます。
2. ゆうゆう窓口(時間外窓口)は休ませていただきます。
3. ご不在でお受取りいただけなかった郵便物は、これまでどおりご連絡いただければ配達に伺いますが、ご連絡先が鳥栖郵便局に変更になっております。ご連絡いただければ仁比山郵便局の窓口でお受取りもできます。
4. 配達等は引き続き仁比山郵便局から伺います。
5. 平成19年3月12日より変更されています。

●問い合わせ 仁比山郵便局 TEL 52-2526

消費生活情報 クーリングオフ制度

消費者が自宅や営業所等以外の場所において契約する場合、販売員の強引な勧誘により、契約を結んでしまうことがあるため、消費者にその契約が本当に必要かどうかをもう一度冷静に考える期間を与える制度です。

クーリングオフ期間内であれば、消費者は無条件で契約の解除を行うことができます。クーリングオフを行った場合、受取った商品の返品にかかる費用や既に提供を受けた役務の対価(例えば、エステの施術料や英会話教室のレッスン代)は、消費者が支払う必要はありません。損害賠償や違約金も支払う必要はなく、支払った代金は全額返金されます。

* 消耗品を使用・消費した場合は、最少単位での支払いが必要になります。(例えば、化粧品や健康食品を1瓶開封した時は、1瓶代分支払う必要があります)

期 間：訪問販売・電話勧誘販売……契約書を交付されてから8日間
マルチ商法・内職・モニター商法
……契約書を交付されてから20日間
エステや英会話教室など……契約書を交付されてから8日間
(特定継続的役務)

手続き：クーリングオフは必ず書面で行い、証拠として残るように配達記録郵便や簡易書留郵便、内容証明郵便で行いましょう。

クーリングオフ期間が過ぎていても、契約を取消することができる場合があります。消費生活相談窓口にご相談してください。

4月の消費生活相談日と場所

役場では、専門の消費生活相談員が、次の日程で相談を受け付け、秘密は厳守します。

●4月 5日(木)・19日(木) 10:00～16:00 三田川庁舎

●4月12日(木)・26日(木) 10:00～16:00 東脊振庁舎

●問い合わせ 東脊振庁管内商工観光課 TEL 52-5111

4月のカレンダー

日(曜)	行 事 名	旧東脊振村内のゴミ出し日	旧三田川町内のゴミ出し日
1 日	リサイクルセンター開放 8:30～17:00 佐賀県知事選挙・佐賀県議会議員選挙期日前投票【詳】		
2 月	健康相談【詳】 佐賀県知事選挙・佐賀県議会議員選挙期日前投票【詳】	【燃】1区【牛】2区【空】1区	【燃】A区
3 火	佐賀県知事選挙・佐賀県議会議員選挙期日前投票【詳】	【燃】2区	【燃】B区
4 水	佐賀県知事選挙・佐賀県議会議員選挙期日前投票【詳】		【燃】A区
5 木	消費者生活相談【詳】 行政・人権相談【詳】 佐賀県知事選挙・佐賀県議会議員選挙期日前投票【詳】	【燃】1区	【牛】3区 【空】1・2区
6 金	大腸がん容器配布【詳】 佐賀県知事選挙・佐賀県議会議員選挙期日前投票【詳】	【燃】2区	【燃】A・B区
7 土	図書室開放 9:00～13:00 中央公民館・東脊振公民館 佐賀県知事選挙・佐賀県議会議員選挙期日前投票【詳】		
8 日	佐賀県知事・佐賀県議会議員選挙投・開票日【詳】		
9 月	健康相談【詳】	【燃】1区【牛】1区【空】2区	【燃】A区
10 火	2か月児健康相談【詳】	【燃】2区	【燃】B区
11 水	大腸がん容器配布【詳】		【燃】A区
12 木	おやこ教室(ワン・ツー体操)【詳】 消費者生活相談【詳】	【燃】1区	【牛】1・2区 【空】3区
13 金	住民健診(きらら館)【詳】	【燃】2区	【燃】A・B区
14 土	住民健診(きらら館)【詳】 図書室開放 9:00～13:00 中央公民館・東脊振公民館		
15 日	住民健診(きらら館)【詳】		
16 月	健康相談【詳】 住民健診(きらら館)【詳】	【燃】1区【新】2区【空】1区	【燃】A区 【粗】3区
17 火		【燃】2区	【燃】B区
18 水	住民健診(ふれあい館)【詳】		【燃】A区
19 木	住民健診(ふれあい館)【詳】 消費者生活相談【詳】	【燃】1区	【新】3区 【空】1・2区
20 金	住民健診(ふれあい館)【詳】	【燃】2区	【燃】A・B区
21 土	胃検診・胸部レントゲン【詳】 図書室開放 9:00～13:00 中央公民館・東脊振公民館		
22 日	住民健診(ふれあい館)【詳】		
23 月	おやこ教室(ドレミ広場)【詳】 健康相談【詳】	【燃】1区【新】1区【空】2区	【燃】A区
24 火	乳児健診【詳】 BCG予防接種【詳】	【燃】2区	【燃】B区
25 水	乳児健診【詳】		【燃】A区
26 木	大腸がん容器配布【詳】 消費者生活相談【詳】	【燃】1区	【新】1・2区 【空】3区
27 金	1歳6か月児健診【詳】	【燃】2区	【燃】A・B区
28 土	図書室開放 9:00～13:00 中央公民館・東脊振公民館		
29 日			
30 月		【燃】1区	【燃】A区

平成19年度 住民健診のご案内

●地区の指定日に受診できない方は、日程期間中の都合がよい日に受診してください。

【会場】東脊振健康福祉センター(きらら館)

【会場】三田川健康福祉センター(ふれあい館)

月 日	行 政 区	月 日	行 政 区
4月13日	金 永山・坂本・松隈・上石動・下石動・西石動	4月18日	水 箱川上分・箱川下分・乙ノ馬手・下藤・田中
4月14日	土 山田・原谷川・寺ヶ里・下三津西・三津住宅・ 下三津東・肥前医療宿舎・白萩寮・在川・大曲・ 松葉・大曲アパート	4月19日	木 曽根・上中杖・下中杖・上豆田・下豆田
4月15日	日 川原団地・防衛庁官舎・中ノ原団地・大塚ヶ里・ 辛上・上三津東	4月20日	金 立野・立野団地
4月16日	月 横田・横田住宅・永田ヶ里	4月22日	日 吉野ヶ里・田手村・田手宿・力田・衣村・伊保戸
		5月 8日	火 萩原・萩原団地・鳥ノ隈・苅野
		5月10日	木 吉田・若楠園・上中杖上分
		5月11日	金 新宮田・目達原・第6住宅・第8住宅

◎受付時間 8時30分～11時30分(＊上記期間中は胃検診のみ8時30分～9時30分 定員50名)

◎対 象 者 平成2年4月1日以前生まれで職場・学校・病院などで検診を受けてない方

保健行事

●問い合わせ

保健課健康づくり1係 東脊振健康福祉センター(きらら館) TEL51-1618
健康づくり2係 三田川健康福祉センター(ふれあい館) TEL51-1965

行 事 名	日(曜)	受付時間	場 所	対 象 者	持参するもの
健康相談	毎週月曜	9:00～11:00	きらら館	一般町民	
健康相談		13:00～15:00	ふれあい館	一般町民	

＊母子手帳交付については、東脊振健康福祉センター「きらら館」にて随時交付します。

大腸がん容器配布	6(金)	9:00～16:00	きらら館	40歳以上	
2か月児健康相談	10(火)	13:00～13:30	きらら館	H19.2月生まれ	母子手帳
大腸がん容器配布	11(水)	9:00～16:00	ふれあい館	40歳以上	
おやこ教室(ワン・ツー体操)	12(木)	9:50～10:00	きらら館	2歳以上の幼児	水筒(お茶)
胃検診 胸部レントゲン	21(土)	8:00～11:00	ふれあい館	40歳以上	受診票・健康手帳
おやこ教室(ドレミ広場)	23(月)	9:50～10:00	きらら館	2歳未満の乳幼児	水筒(お茶)
乳児健診	24(火)	【4か月児】 13:00～13:15	きらら館	H18.12月生	母子手帳
		【7か月児】 13:15～13:30		H18.9月生	母子手帳
BCG予防接種	24(火)	13:00～13:30	きらら館	H18.12月生・生後6か月未満の未接種児	母子手帳・予診票
乳児健診	25(水)	13:00～13:30	きらら館	H18.4月生	母子手帳
大腸がん容器配布	26(木)	9:00～16:00	ふれあい館	40歳以上	
1歳6か月児健診	27(金)	13:00～13:30	きらら館	H17.9・10月生	母子手帳・健康診査票

住民健診	13(金)～16(月)	8:30～11:30	きらら館		受診票・健康手帳
	18(水)～22(日)	8:30～11:30	ふれあい館		

乳幼児個別予防接種

持参するもの／母子手帳・予診票

予防接種(ワクチン)の種類	対 象 年 齢
三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風混合ワクチン)	生後3～90か月児
麻しん・風しん混合ワクチン(1期)	生後12～24か月児
麻しん・風しん混合ワクチン(2期)	平成13年4月2日～ 平成14年4月1日生まれ
日 本 脳 炎	ワクチンの副作用のため、現在、 予防接種勧奨を控えています。

＊予防接種法の改正により、麻しん・風しん混合ワクチンは18年4月から、ワクチンと対象年齢が変わり、予診票も変わりました。予診票が必要な人は、連絡してください。

●予防接種(通年接種分)委託医療機関

指定医療機関	実施曜日	実施時間
小森医院 吉野ヶ里町上豆田 TEL52-1136(要予約)	月・火・水・金	9:00～12:00 15:30～17:00
	木・土	9:00～12:00
たけうち小児科医院 神崎市神崎町本堀 TEL52-2524	月・火・水・金	9:00～12:30 14:30～18:00
	木・土	9:00～13:00
山田こどもクリニック 神崎市神崎町田道ヶ里 TEL55-6566	月～金	8:30～11:00 14:00～17:30
	土	8:30～11:00

＊初回対象者には通知します。未接種の場合、対象年齢内であれば、希望により受けることができます。

＊「こどもカレンダー」送付時にお知らせした実施時間から変更があるため注意してください。

日曜・祝日在宅当番医

月 日	当番医療機関	
4月 1日 (日)	西谷クリニック 吉野ヶ里町大塚ヶ里 TEL52-3139 【内・小・脳】	橋本病院 神崎市神崎町本告牟田 TEL52-2022 【外・内】
4月 8日 (日)	目達原整形外科 吉野ヶ里町目達原 TEL52-3717 【整形外科】	しらいし内科 神崎市神崎町城原 TEL52-3848 【内・徳】
4月15日 (月)	なかしま整形外科クリニック 神崎市神崎町本堀 TEL51-1430 【整形外科】	南医院 神崎市千代田町直鳥 TEL44-2777 【外・胃・整形外科】
4月22日 (日)	小森医院 吉野ヶ里町豆田 TEL52-1136 【小・内】	和田内科小児科胃腸科 神崎市神崎町神崎 TEL52-2021 【内・小・胃】
4月29日 (日)	たけうち小児科医院 神崎市神崎町本堀 TEL52-2524 【小】	栗並医院 神崎市神崎町枝ヶ里 TEL52-2977 【内】
4月30日 (月)	中尾胃腸科医院 神崎市神崎町駅通り TEL52-3295 【外・整形外科・内】	和田医院 神崎市千代田町嘉納 TEL44-2046 【内・小】
5月3日 (木)	山田こどもクリニック 神崎市神崎町田道ヶ里 TEL55-6566 【小】	中下医院 神崎市千代田町餘江 TEL44-2488 【内】
5月4日 (金)	最所医院 吉野ヶ里町吉田 TEL52-2452 【内・胃・呼】	神崎クリニック 神崎市神崎町1丁目 TEL53-1818 【内・胃・呼】
5月5日 (土)	神崎病院 神崎市神崎町田道ヶ里 TEL52-3145 【外・整形外科・胃】	和田記念病院 神崎市神崎町尾崎 TEL52-5521 【内・胃・小】
5月6日 (日)	松本医院 吉野ヶ里町下三津東 TEL52-4185 【内・小】	古賀内科 神崎市千代田町境原 TEL44-2311 【内・小・胃】

【外】外科【整形外科】整形外科【内】内科【胃】胃腸科

【小】小児科【脳】脳神経外科【呼】呼吸器科

＊診療時間は、9時～17時です。

それぞれの思いを胸に 卒業式

三田川・東脊振両校区の卒業式が中学校は3月9日、小学校は3月16日に行われました。卒業証書を手にした卒業生はそれぞれの思い出を胸に、学び舎をあとにしました。



(上) 卒業式を終えて教室へ(三小)
(下) 卒業証書を手に(東小)



(上) 部活動でお世話になった先生から
励ましの言葉を(東中)
(中) 卒業アルバムにメッセージを(東中)
(下) 卒業生全員で涙ながらに合唱(三中)



在校生・先生に見送られ学び舎をあとに
(上) 三田川小
(中) 東脊振小
(下) 三田川中

■卒業児童・生徒数

	男子	女子	計
三田川小学校	45	54	99
東脊振小学校	38	36	74
三田川中学校	50	48	98
東脊振中学校	43	38	81